

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2025年1月27日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 片 岡 進

1. 調達内容

- (1) 案件名 「対日投資促進事業における土業専門家相談業務（社会保険労務士）」に係る業務委託先の公募
- (2) 採択予定者数 3者程度
- (3) 調達案件の仕様等 公募説明書による
- (4) 履行期間 契約締結日から2026年3月31日まで
- (5) 履行場所 公募説明書による
- (6) 応募方法
 - ① 応募者は、応募にあたり、3. の応募資格を満たしていることを確認し、公募説明書に指定する応募書類をもって申し込むこと。応募は、法人、個人ともに行うことができる。日本貿易振興機構は、公募説明書で定める評価基準を基に、高い評価を得た者3者程度を採択者として選定する。
 - ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 採択後、速やかに、令和4・5・6年度または令和7・8・9年度の競争参加資格について「全省庁統一資格」の審査結果通知書の写しを日本貿易振興機構へ提出すること。

3. 応募資格

- (1) 社会保険労務士の資格を有する個人事業主、又は社会保険労務士法人のいずれかに該当すること。
- (2) 本事業に関する委託契約を日本貿易振興機構との間で直接締結できること。
- (3) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (5) 外国企業・外資系企業の日本での拠点設立にかかわる業務について、資格を保有してから自身の専門分野で5年以上の経験年数を有していること。
- (6) 応募者本人、又は業務従事予定者が、公募説明書「4. 業務従事予定者の要件」を満たしていること。
- (7) 反社会的勢力、又はこれに類似する個人・企業・団体でないこと。

4. 業務委託の金額

定期相談業務（年間全体予定51日）・スポット相談業務ともに12,000円/時間（税別、諸経費込）とする。延長の場合、15分につき3,000円とする。なお、移動及び事前準備、事務連絡に要する時間及び諸経費は、業務委託料に含まれる。

5. 応募書類の提出場所等

(1) 応募書類の提出先・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル7階

日本貿易振興機構 イノベーション部ビジネスデベロップメント課

担当：菊地、橋本

TEL：03-3582-5644 E-mail：IVE@jetro.go.jp

※提出は紙媒体（原本）を信書便（書留郵便等配達記録が残るものに限る）にて郵送又は持参するとともに、電子媒体を上記E-mail宛に送付すること。

※紙媒体、電子媒体両方の提出をもって応募完了とする。

※FAXでの応募は受け付けない。

※信書便での提出の際には、封筒に「対日投資促進事業における土業専門家相談業務（社会保険労務士）応募書類在中」と朱書きすること。

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面談に係る経費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

(2) 公募説明書の交付場所

本公告の日から上記5.（1）のE-mail宛に以下を記載して申請した者に交付。

- ・件名「【公募】対日投資促進事業における土業専門家相談業務（社会保険労務士）」
- ・法人名、部署名
- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・公募説明書の交付を申請する旨

(3) 公募説明会の日時及び場所

- ①実施日時：2025年2月3日（月）13時15分～14時00分

②実施方法：Zoom または Microsoft Teams によるオンライン形式

③受付方法：参加希望者は 2025 年 2 月 3 日（月）12 時 00 分までに上記 5.

（１）の E-mail 宛に申し込むこと。

※E-mail の件名は「【説明会参加希望】対日投資促進事業における士業専門家相談業務」とし、公募説明会への参加を希望する旨及び参加希望者の氏名・部署名・E-mail アドレスを E-mail 本文中に明記すること。

※説明会への参加は任意。説明会参加者は 1 社・団体につき最大 2 名とする。

※Zoom および Microsoft Teams は必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※ID や会議リンクを許可なく第三者へ提供することを禁ずる。

※開始定刻までに接続を済ませること。

（４）応募書類の受領期限

2025 年 2 月 12 日（水）12 時 00 分（紙媒体、電子媒体いずれも必着）

（５）選考スケジュール（予定）

・第一次選考（書類審査）：2025 年 2 月 12 日（水）～2 月 14 日（金）

・第二次選考（面談審査）2025 年 2 月 19 日（水）～2 月 21 日（金）

※書類審査を通過した対象者についてのみ、日本貿易振興機構が上記日程の中から面談日時を指定し個別に連絡する。

※業務従事予定者が同一法人から複数名いる場合は、対象者全員が二次審査に面談審査に参加すること。

・採択結果通知：2025 年 2 月 27 日（木）（予定）に書面にて通知する。

6. その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨とする。

（２）応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）契約書作成の要否：要

（４）詳細は公募説明書による。

（５）本案件は 2025 年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更または案件を取りやめることがある。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への O B の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につ

いて情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）